別記様式第１

消防法令適合通知書交付申請書

|  |
| --- |
| 年　　　　月　　　　日本部町今帰仁村消防組合消　　　　防　　　　長　　　殿申 請 者住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の　　交付を申請します。記１　名　称（旅館又はホテルの名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　所在地（旅館又はホテルの所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３　申請理由区分　ア　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条の規定による営業の許可　イ　旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第４条の規定による施設又は設備の変更届出　ウ　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第３条又は第18条第１項の規定による登録　エ　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第７条第１項又は第18条第２項において準用する第７条第１項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出　オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第３条規定による営業許可　カ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第９条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出 |
| ※受付欄 | ※経過欄 |
|  |  |

備 考　　１　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

　　　　 ２　※印の欄は、記入しないこと。

**消防法令適合通知書交付申請　　に必要な書類**

**１．『消防法令適合通知書交付申請書』**

**２．『添付書類』**

①　建物付近の案内図（主要道路から分かりやすく）

②　建築図面の写し（平面図、断面図、立面図）

③　消防設備図（**自動火災報知設備**・消火器**４型**以上・防炎カーテン、防炎じゅうたん

などを平面図の中に記載して下さい。）

④　建物の所有者がわかる資料。（例、登記簿謄本、資産証明の写し）

　　　※　賃貸の場合は、賃貸契約書の写し

　　　※　消防法令適合通知書交付申請書の申請者と建物の所有者が違う場合は、間柄を示す書類

⑤　旅館業許可申請書の写し。（営業施設の構造設備の概要。客室の内訳）

**※必要書類を　　2部作成し　　提出するようお願いします。**

**「消防法令適合通知書」交付までのおおまかな流れ**

　① 『消防法令適合通知書交付申請書』に必要書類を添付し、**２部作成**したのち提出。

※　押印があるためFAXまたはメール等は不可。

　②　書類提出後、特に不備がなければ受付を行い、消防設備の検査を行う日取りを決める。

（書類受付は、２～３日で済む）現場での設備検査には、関係者の同伴をお願いします。

消防設備の現場検査は、簡易宿泊所だと１０分～２０分で済みます。

　②　特に設置状況に問題がなければ、消防で受付した『消防法令適合通知書交付申請書』

の１部（副本）を返却します。

　③　その後『消防法令適合通知書』を作成し、交付となります。

　　　　　　　**※　消防本部へ来署する場合は、事前に電話連絡をお願いします。**

 **予防課直通　　０９８０－５１－６２２２**